

(パブリックコメント資料)

宅地建物取引業施行令等の一部改正案の概要

建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)の施行に伴い、建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、宅地建物取引業法施行令等について以下の改正を行う。

宅地建物取引業法施行令第2条の4

【宅地建物取引業法第33条(広告の開始時期の制限)及び第36条(契約締結等の時期の制限)の規定に基づく許可等の処分】

(追加する事項)

・改正後の建築基準法

第68条の5の2第2項(高度利用型地区計画等区域内の有効空地確保等建築物の斜線制限の適用除外)

第86条の2第2項及び第3項(公告認定対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の容積率等の特例等)

その他建築基準法の改正に伴い必要となる条文上の整理を行う。

宅地建物取引業法施行令第3条第1項

【宅地建物取引業法第35条(重要事項の説明等)の規定に基づく制限】

(追加する事項)

・改正後の建築基準法

第52条第2項、7項(前面道路に係る容積率制限、一定地域内の一定の空地・敷地面積の建築物の容積率の緩和)

第56条第7項(天空率による基準を満たす建築物の斜線制限適用除外)

第57条の2第4項(高層住居誘導地区内の建築物の日影制限の適用除外)

第86条第3項、4項(総合設計制度と一団地の総合的設計による建築物の制限の特例等)

第86条の2第2項、3項(公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、斜線制限の特例等)

その他建築基準法等の改正に伴い必要となる条文上の整理を行う。

不動産特定共同事業法施行令第6条

【不動産特定共同事業法第18条(広告の規制)の規定に基づく許可等の処分】

(追加する事項)

・改正後の建築基準法

第68条の5の2第2項(高度利用型地区計画等区域内の有効空地確保等建築物の斜線制限の適用除外)

第86条の2第2項及び第3項(公告認定対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の容積率等の特例等)

その他建築基準法の改正に伴い必要となる条文上の整理を行う。